

平成30年6月14日

議員各位

産業厚生常任委員会

委員長 西岡克之

委員長報告書

産業厚生常任委員会に付託された議案等の審査結果について、会議規則第41条の規定により報告いたします。

1.審査期間：平成30年6月11日

2.付託された議案等

議案番号	件名	結果
42	長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
43	長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
44	長与町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
45	長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可決

議案第42号 長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

審査日	平成30年	6月11日			
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二
	吉岡清彦	竹中 悟			
説明員	松邨住民福祉部長	村田こども政策課長	その他関係職員		

【提案理由の概要】

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、所要の改正を行うもの。

主な内容では、代替保育の提供及び確保について新たに定めるもの、また、食事の提供に関して、搬入施設の対象者と経過措置期間を拡大するとともに、体制確保の努力義務を課すもの。

附則として、公布の日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 今回の改正で連携条件が緩和されるようだが、どのようになるのか。

答弁 家庭的保育事業を運営する場合、これまで、保育園、幼稚園、認定子ども園との連携が条件となっていたが、今回の改正で同列の小規模保育事業にも連携を求めることができることとなる。

質疑 連携施設との役割分担や責任の所在というのは何をもって確認するのか。

答弁 お互いに協定書を結び確認するようになっている。

質疑 現在、町内にこの事業者は存在するのか。

答弁 現在、認可している所はない。

質疑 今回の改正で緩和すると増えることになるのか。

答弁 現時点では動きはない。

質疑 対象事業所が無くても条例整備はするのか。

答弁 児童福祉法で条例制定が規定されている。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第43号 長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

審査日	平成30年	6月11日				
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二	
	吉岡清彦	竹中 悟				
説明員	松邨住民福祉部長	村田こども政策課長	その他関係職員			

【提案理由の概要】

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

主な内容として、資格を有する者の対象を明確化するとともに、放課後児童支援員の資格要件の拡大をおこなうもの。

附則として、公布の日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 今回の改正内容はどう違うのか。

答弁 教員免許は更新をしないといけないが、放課後児童クラブでは更新しなくても資格を有していれば良い。従前からの規定だが、より明確にするもの。

質疑 5年以上放課後児童健全育成事業に従事をした者で、町長が適当と認めた者とは、どのように判断すればよいのか。

答弁 これまでは、高卒以上の方を支援員の対象としていたが、中卒の方でも5年以上の経験があれば、支援員の資格を持つことができるよう拡大された。

質疑 今後どのような運営となるのか。

答弁 本町では、町立の児童クラブはないため、支援員の資格を有していれば、各事業者での採用となる。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第44号 長与町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

審査日	平成30年 6月11日
出席委員	西岡克之 饗庭敦子 安部 都 安藤克彦 河野龍二 吉岡清彦 竹中 悟
説明員	中山健康保険部長 辻田介護保険課長 その他関係職員

【提案理由の概要】

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴い、所要の改正を行うとともに、町独自の条文として、平成24年に制定された「長与町暴力団排除条例」を遵守するただし書きを新たに加えるもの。

主な内容として、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格について、看護小規模多機能型居宅介護の指定の申請に限り、病床を有する診療所を開設している者を新たに追加し、対象を拡大するもの。

附則として、公布の日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 今回の改正による本町内の申請の見込みはあるのか。

答弁 現在のところ、対象となる事業者はない。

質疑 この条例以外にも暴対法の条文は入れているのか。

答弁 介護の許認可の関係条例では、この条例だけ入ってなかったのが今回入れた。

質疑 通常、法人でない診療所というのが想定できるのか。

答弁 今回の改正により、該当する診療所については町内では想定されない。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第45号 長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

審査日	平成30年	6月11日			
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二
	吉岡清彦	竹中 悟			
説明員	濱水道局長	山口水道課長	山崎下水道課長	その他関係職員	

【提案理由の概要】

本案は、字句の修正及び議会の議決を要する事項のうち損害賠償額の決定について額の変更を行うもの。

主な内容として、地方公営企業法第40条第2項の規定により、条例に定めるものを除き地方自治法の適用除外となっている損害賠償額の決定について、本町及び他自治体の賠償実績、並びに前議会で議決された「町長の専決処分の指定に関する条例」との整合性を図る為、「金額が10万円以上の」を「100万円を超える」に改めるもの。

附則として、公布の日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 100万円とした根拠は。

答弁 町長部局における専決処分との整合性を図るため金額を合わせた。

質疑 10万円以上の損害賠償は過去において何件発生しているか。

答弁 水道課では過去10年間は発生していない。

答弁 下水道課では平成28年に1件発生している。

質疑 その程度の発生ならば改正しなくてもよいのではないか。

答弁 損害賠償については、相手側に対しての支払等、迅速に対応する必要がある。また、町長部局と水道局での取扱いに差異があることは好ましくなく、住民サービスの平等化になると考え提案した。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。